

アイポス通信

2022年

7月号

～気軽に読めて役に立つマネー情報をお届けします！～

特集 15,000円もらえるマイナポイント第二弾がスタート。注意点も。

2022年6月30日からマイナポイントの第二弾が開始し、僅か5日間で338万件もの申し込みがされています。健康保険証の申込、公金受取口座の登録で各7500P、合計15,000Pが新たに付与されます。買い物をする必要はなく、登録だけで受け取ることができます。マイナンバーカードを新規取得すれば5000Pもらえる第一弾も継続中ですので、まだマイナンバーカードを持っていない方は、マイナンバーカードから取得して頂く必要があります。マイナポイントの申し込みは、お持ちのスマホで「マイナポイント」のアプリから申し込む方法が最も簡単そうです。・・・ですが、私のスマホは少々古め、アンドロイドもiPhoneもOSのバージョンが古くアプリが対応してくれませんが、その他の申請方法としては、全国各地の市町村窓口、郵便局、コンビニ（マルチコピー機ATM）で登録することができます。ポイント好きの私としては、色々便利になる点（マイナポータルからe-Taxに連携して確定申告が簡単になる 特定健診や薬の情報をマイナポータルで閲覧できる等）も考慮して申請に前向きなのですが、一方で気になることも。マイナンバーカードを保険証代わりに利用することで、病院窓口負担が少々高くなるという報道が3月28日に共同通信からなされました。金額にすると僅か10円～20円程度、毎回かかるものでもなく単発ですので、金額的なインパクトはわずかですが、政府が熱心にマイナ保険証を導入しようとしているにも関わらず、ポータルサイトの説明の中にこういった点の説明が含まれていないのは、どこか居心地の悪さを感じます。マイナポイントの申請自体は来年3月まで申請可能です。細かい話になり、面倒でどうでも良くもなりそうですが、最後は自分で判断ですね。

マイナポイント 第二弾 最大 **20,000** 円分の
マイナポイントがもらえる！

マイナンバーカードの 新規取得等で 最大 5,000 円分	健康保険証としての 利用申込みで 7,500 円分	公金受取口座の登録で 7,500 円分
--	--	-------------------------------

? マネークイズのコーナー

退職金への課税について、() にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいのは次のうちどれでしょう？

退職金への課税は給与所得より優遇されて (A)、退職所得控除には勤続年数が考慮 (B)

1. A おり B される
2. A おらず B される
3. A おらず B されない

今月のお知らせ

7月7日は久しぶりに晴れた七夕でしたね。素麺を食べる風習があるのをご存知ですか？我が子が通う幼稚園では給食で素麺が出たそうですが、私は知りませんでした。古くは江戸時代中期に書かれた『和漢三才図会』に中国の故事にならい、「素麺（さふめん）」を食べると病気にならない、とあるそうです。病気にならないかどうかは別として・・・この暑さに素麺は格別ですね。



コラム 2022年6月～ 児童手当が一部見直しに

児童手当法の改正により2022年6月より児童手当の一部が見直されることになりました。児童手当とは0歳～中学校卒業までの児童を養育している世帯に給付金が支給される制度で、我が家も恩恵に預かっています。



【児童手当の額】

- ・0歳～3歳未満 15,000円
- ・3歳以上～小学校 10,000円（第三子以降15,000円）
- ・中学生 10,000円 ※所得限度額を超えた場合は一律5,000円の特例給付（～6月迄）

① 手続きの変更

児童手当の申請はお住いの市町村に申請をします。その後は毎年6月に要件を満たすかの「現況届」の提出が必要でしたが、今回の改正によって現況届の提出が不要になり、毎年の手続きは原則不要になります。

② 支給要件の見直し

子どもの人数、配偶者の所得にもよりますが、これまで世帯主年収が960万円を超えた場合でも特例給付として一人につき5000円支給されていた特例給付が無くなり、概ね世帯主の年収が1200万円を超える場合、給付が廃止されます。収入の多い方には、納得しづらい改正と言えます。所得制限は世帯合算ではなく、夫婦で高い方の収入によって判断されますから、夫：1200万 妻：パートで100万⇒支給無し 夫：1000万 妻：1000万⇒支給あり という不平等に思えるケースもありえます。月1万円の支給も15歳まで受給すると200万円近い受給になります。家庭内働き方改革も検討の余地あり？かもしれませんね。

A マネークイズの答え

1が答えになります。退職金は勤続年数に応じて控除額が増えます。勤続年数20年未満の場合40万円×勤続年数、20年を超える場合800万円+70万円×(勤続年数-20年)で算出された金額が控除されます。25年勤続の場合、1150万円(800万円+70万円×5年)までは非課税で受け取ることができます。加えて、退職金は課税対象を2分の1としたうえで、その他の所得と分離して課税されることで税金・税率を抑えられるという特徴もあります。退職金は、「お得な所得」と言えます。誰でも作れるMy退職金「iDeCo」は良い制度ですね

編集後記

早いもので2022年も折り返し、あっという間に年末がやってきそうです。6月は毎年一回と決めているトライアスロンレースでしたが、今年は終わってみて少し気持ちの変化が「もうちょっと走れたのでは!？」となんだか「悔しさ」が湧いてきました。こんな気持ち久しぶりです。別に私がどう走ろうが周りに関係ないのですが、自分の気持ちには正直に!9月にもう一本エントリーしてみました。無理はしないように、とはいえ悔いの残らないように、2022年を駆け抜けたいですね。

発行

一級ファイナンシャルプランニング技能士

CFP 宅地建物取引士 相続コンサルタント 森拓哉

大阪府茨木市園田町6-1 フィールドア2階 (株)アイポス

電話 072-634-3331 メール info@i-pos.co.jp

